

YAMAGUCHI UNIVERSITY



授業料免除申請(旧制度) のポイント

学生支援課学生サービス係

YAMAGUCHI UNIVERSITY

申請対象者

- 以下の条件を満たす学部学生
 - ・令和2年(2020年)4月より前に入学している
 - ・修学支援新制度(新制度)の給付奨学金を受給している
又は申し込む予定である若しくは留学生等対象外である
- 大学院生

※学部学生については、旧制度のみを申し込む事は原則
できません。

※令和2年4月以降に入学した学部学生は対象外です。
※令和2年10月入学の大学院生(学内進学含む)は別途
申請期間を設けます。

2

YAMAGUCHI UNIVERSITY

注意点

- 新制度については秋に支援区分の見直し
を行います。
- 4月に新制度を申請し不採用となった場合
でも、秋に再度新制度を申し込む必要があり
ます。
- 非課税世帯でない場合や世帯の収入が支
援の対象者の要件を満たしていない場合
も申請する必要があります。
- 新制度のみを申請することは可能です。

3

YAMAGUCHI UNIVERSITY

申請期間

- 令和2年7月27日(月)～8月21日(金)
※土日祝日および一斉休業期間中(8月11日(火)～
8月17日(月))は受付を行いません。
- 9時00分から17時00分

※申請期間及び受付時間を厳守してください。
期間外、時間外は受付できませんので、ご注意ください。
※窓口の時間とは異なりますのでご注意ください。

4

YAMAGUCHI UNIVERSITY

留学等予定者

申請期間に留学等の予定があり、本人が申
請することができない場合、事前にご相談く
ださい。

なお、以前に令和2年度後期申請の相談をさ
れた方も、再度ご連絡ください。

※一度帰国していますので、再度確認が必要です。
※旅行、帰省などは留学等に含まれません。

5

YAMAGUCHI UNIVERSITY

申請方法

- 必要書類を準備する。
- 「授業料免除システム」で必要事項を入力
し、「本人調書」をプリントアウトする。
※授業料免除システムへログインできる期間は、申請
受付期間中のみです。また、ログインは山口大学内
からのみ可能です。
- 上記を申請期間中に提出場所へ提出する。
※提出方法は、本人の「持参」のみです。

6

YAMAGUCHI UNIVERSITY

授業料免除システムについて

■山口大学HP>在学生の皆様
>学生生活の手引き>(2)入学金・授業料
<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm>

※上記ページ内の、以下入り口から入ることができます。
授業料免除申請システム操作マニュアルを参照しながらご入力下さい。

授業料免除申請システム
操作マニュアル

※各種様式もこちらのページにあります。

7

YAMAGUCHI UNIVERSITY

必要書類

■しおりを**熟読の上**、ご準備ください。
書類は大きく以下の4つに分けられます。

- ①申請者**全員**が提出する書類
- ②所得に関する書類
→所得・収入のある方
- ③特別控除に関する書類
→特別控除を希望する方
- ④その他の書類
→該当者(給付型奨学金受給者、独立生計者)のみ

8

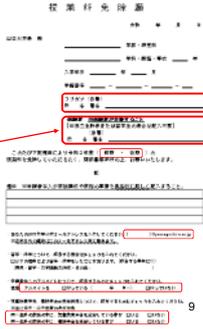
YAMAGUCHI UNIVERSITY

①申請者全員が提出する書類

■**授業料免除願(原本)**
→大学HPからダウンロード

注意点

- ・記入漏れに注意してください。
- ・本人及び**保護者の自署**が必要です。
- ・児童手当と児童扶養手当は異なります。



9

YAMAGUCHI UNIVERSITY

①申請者全員が提出する書類2

■**本人調書(原本)**
→授業料免除システムで作成の上、印刷



10

YAMAGUCHI UNIVERSITY

①申請者全員が提出する書類3

■ **令和2年度の所得・課税証明書(原本)**
→市区町村役場

注意点

- ・①**所得の種類・金額**、②**住民税課税額**の2点が記載されている証明書が必要です。
- ・**本人を含む同一生計家族全員分**が必要です。

※無収入の者の場合、所得・課税証明書が発行できないことがあります。その場合は、非課税証明書を提出してください。

11

YAMAGUCHI UNIVERSITY

同一生計家族とは(例)



アパート(一人暮らし)
本人(父の扶養)



実家
父、母、妹、弟、幼児
祖父母(別生計)
兄(新社会人=別生計)

この場合、本人、父、母、妹、弟、幼児の6人が同一生計となります。
※同居しているかではなく、生計で判断してください。

12

②所得に関する書類

■全ての収入に関し、所得・課税証明書に加え必要書類を提出する必要があります。

注意点

- ・所得・課税証明書に記載のある所得・収入全てについて、源泉徴収票などの書類が必要です。
- ・兄弟姉妹のアルバイトも収入に該当します。
- ・平成31年1月2日以降に就職した場合、「給与等支給(見込)証明書」が必要です。

13

③特別控除に関する書類

■特別控除があります。希望する場合は、しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

注意点

- ・指定する期日までに提出がない場合は、**控除の対象としません**。(申請自体が無効となるわけではありません。)
- ・兄弟姉妹が大学、高専、専修学校に在学している場合、国立か公立・私立かで出す書類が異なります。
- ・山口大学に在学の場合、証明書の提出は不要です。
- ・小学校、中学校、高校は在学証明書の提出は不要です。¹⁴

④その他の書類

■以下に該当する方は、必要書類があります。しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

- ・**給付型**奨学金受給者
- ・独立生計者

注意点

- ・常盤工業会、はばたこうなど1回きりの奨学金も含まれます。
- ・貸与型(返還する必要がある)奨学金は提出不要です。
- ・日本人学生と外国人留学生では「生活状況申告書」が異なります。¹⁵

15

前期申請者が後期申請時に提出する書類

令和2年度前期授業料免除申請をされた方は、提出書類を簡略化することができます。

前期から変更がない場合1～3、家計状況および家族状況について前期から変更がある場合1～4の書類を提出。

- 1 令和2年度後期分授業料免除申請書【前期申請済者用】(原本)
※変更があった場合、具体的な内容を記入してください。
- 2 本人調書(原本)
- 3 令和2年度(平成31年分)の所得・課税証明書(原本)
- 4 変更内容に応じた書類

16

「家計状況」に変更がある場合の例

- 転職した、新規に就職した
- コロナウイルスの影響で給料が大幅に下がった
→ 給与等支給(見込)証明書(原本)を提出してください。
様式は山口大学ホームページにあります。
- 退職した※転職した場合も含まれます
→ 退職に関する証明書(原本)を提出してください。
様式は山口大学ホームページにあります。
- 失業給付金を受給開始となった
→ 雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)を提出してください。¹⁷

17

「家計状況」に変更がある場合の例

- 年金を受給開始となった
→ 年金証書(写)を提出してください。
- 児童扶養手当を受給開始となった
→ 児童扶養手当証書(写)又は児童扶養手当額決定通知書(写)を提出してください。
- 傷病手当を受給開始となった
→ 傷病手当金支給決定通知書(写)を提出してください。

18

YAMAGUCHI UNIVERSITY

「家計状況」に変更がある場合の例

- 学資負担者等が死亡した
→以下で該当するものを提出してください。
退職に関する証明書(原本)
生命保険金等の支給証明書(写)
死亡診断書(写)
- 災害を受けた
→罹災証明書(原本)
公課証明書または評価証明書(原本)

19

YAMAGUCHI UNIVERSITY

「家計状況」に変更がある場合の例

- パート、アルバイトを辞めた
- 失業給付金の給付期間が終了した
- 年金が支給されなくなった
- 児童手当の支給期間が終了した
- 児童扶養手当の支給期間が終了した
- 傷病手当の支給期間が終了した
→提出していただく書類はありません。
「令和2年度後期分授業料免除申請書【前期申請済者用】(原本)」に、変更があった具体的な内容として必ず記入してください。

20

YAMAGUCHI UNIVERSITY

「家族状況」に変更がある場合の例

- 兄弟姉妹が独立した、父母が離別した
→該当者の記載を削除して本人調書を作成してください。
- 兄弟姉妹が通学する学校が変更となった
→該当者の学校名等を変更して本人調書を作成してください。特別控除を希望する場合は、該当の書類を提出してください。
- 兄弟姉妹が学校を退学した
→提出していただく書類はありません。
「令和2年度後期分授業料免除申請書【前期申請済者用】(原本)」に、その旨記入してください。

21

YAMAGUCHI UNIVERSITY

不足書類がある場合

- 電話またはメールで依頼をします。
・山口大学公式メールアドレスの確認をお願いします。
・授業料免除担当の電話番号(083-933-5611)をご登録下さい。
- 不足書類の提出がない場合、保護者宛に督促文書を送付します。
督促文書に記載している提出期限までに書類の提出がない場合は、**申請は無効**となります。

22

YAMAGUCHI UNIVERSITY

注意事項

- 申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、**免除の許可を取り消すことがあります。**
- 以下の場合、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
・申請結果の通知より前に**休学・退学**する場合
・申請者本人の**連絡先の変更**があった場合
・申請書類提出後、**家計状況に変更が生じた場合** 等

23

YAMAGUCHI UNIVERSITY

問い合わせ先

山口大学
学生支援課学生サービス係
(共通教育棟本館1階8番窓口)

(対応時間)9:00 ~ 17:00
(電話)083-933-5611
(E-mail)ga113@yamaguchi-u.ac.jp

※申請期間外でも、お問い合わせ可能です。

24